

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

あけましておめでとうございます！

新年が明け、9日の経営計画発表会が終わり、私どもTEAM横総の通算第27期がスタートしました。独立開業してから15年間近く... 年末28日の仕事収めの翌日から大晦日の除夜の鐘になるまで事務所で今期の決算と分析をして、正月は元旦の午後から経営計画書をまとめて5日に発表会をする... という年末年始の休みは元旦の午前中だけ... というハードスケジュールでしたが、最近はボトムアップの経営計画に移行し正月休みも取れるようになりました。ただ、休みの間に経営計画の最後のまとめとして計画書の冒頭の「発表に当たって」という文章をまとめる習慣だけは自分と向き合う大切な行事として残しています。

● 課題の8割は組織内にあり！

私たちを取り巻く経営環境と事業環境が大きく変化し時代と社会が大きく形を変えながら流れていく中で、年に一度は立ち止まって長期的・多面的・根本的な大きな視野で自分たちの現在位置と私たち事務所のミッションを確認し、私たち組織の基本方針の大枠についてまとめる大切な時間です。

そうすると、目の前に渦巻く多様な渦や逆流と、渦を貫く本流がハッキリと見えてきます！

鳴門の渦のように、本流の流れが速くて激しいほど、周囲には大きな渦が発生します。

私たち経営者の役割は、本流・本質を見誤らず長期的な視点で戦略を組み立てること...

そして、目の前の渦に左右されず流れの中心に組織を導くために舵を切ること... です。

周囲の渦に巻き込まれずに舵を切り、早くて力強い本流に組織を乗り入れたときに、必ず感じるのは船頭としての「経営者としての自分の力不足」に他なりません。そして経営計画（組織の未来）の本質的な課題は、常に組織のトップである経営者としての自分の「成長」にあると気づかされます。それ以外の組織の中のたくさんの課題は常に枝葉の問題でしかありません。

組織の問題の80%は組織の中にあります。ともすれば経営課題は景気や政治や業界や競合他社との戦いの中にあると思われがちですが、本質的な課題のほとんどは組織の中にあります。そして、組織の中の課題の80%は社長の課題なのです。

● 時流から自流の時代へ

そこに「経営計画」を作る最大の意義があります。

経営計画とは、忙しい毎日の中で年に一度は立ち止まり...

- ・ 大きな視点でその時代の「時流」を読み、本質・本流を掴み...
- ・ もう一度自社のミッションから逆算した「あるべき姿」を明確にし...
- ・ 小さな渦や逆流にとらわれることなく本流に向かって舵を切る「自流」の戦略を立て...
- ・ 力強い本流で舟を操るために「自己革新」の課題を明確にし...
- ・ これにプライオリティをつけて具体的な「行動計画」に落とし込む

それが、経営計画書とは「自己差別化ツールである」と言われる意味なのだと思います。

皆が同じ経済成長という流れの中を流れている時代には、時流を読み、他社差別化をはかり、上手く流れを乗り切ることが成長の秘訣だったのかもしれませんが、しかし、人口減少・経済収縮の時代には、自流を確立し、自己差別化をはかり、真のブランディングを醸成させることが必要なのかもしれませんが。

さてさて、横総は今年も、ソロソロと... そしてガンガンと... 舟を進ませようと思います。

◆相続税 税制改正<平成 25 年度税制改正>

平成 25 年度税制改正による相続税法及び租税特別措置法の改正の内、この度、平成 27 年 1 月 1 日より適用開始となりました相続税の改正の主な内容について改めてご説明させていただきます。下記の改正は平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

●改正1 遺産に係る基礎控除額の引き下げ

遺産に係る基礎控除額が引き下げられました。この改正により、今までは相続税の心配のなかった方についても対象となる可能性があります。

【改正前】	【改正後】
5,000万円+	3,000万円+
(1,000万円×法定相続人の数)	(600万円×法定相続人の数)

●改正2 相続税の税率構造

課税価額が1億円超の際の税率構造が細分化され、最高税率が50%から55%に上げられました。上記改正1と併せて増税方向の内容となります。

各法定相続人の取得金額	【改正前】税率	【改正後】税率	控除額
1億円超 ~ 2億円以下	40%	40%	1,700万円
2億円超 ~ 3億円以下		45%	2,700万円
3億円超 ~ 6億円以下	50%	50%	4,200万円
6億円超 ~		55%	7,200万円

※上記税率表は今回改正のあった一部分のみ記載となっております。

《例.「相続税の総額」の計算》

課税価格の合計額が3億円、法定相続人が配偶者と子2人の場合

3億円(課税価格の合計額) - 4,800円(基礎控除額) = 2億5,200万円(課税遺産総額)

・配偶者(法定相続分1/2) 1億2,600万円×40% - 1,700万円 = 3,340万円・・・①

・子(法定相続分1/4) 6,300万円×30% - 700万円 = 1,190万円・・・②

①+②×2 = 5,720万円

●改正3 税額控除の引き上げ

相続税の総額の計算後に相続人ごとの納付税額の計算をする際に加味される税額控除の控除額が引き上げられました。

①未成年者控除・・・相続人が未成年者の場合、その相続人が20歳になるまでの期間1年につき一定金額を控除できますが、その一定金額が〔6万円×年数〕から〔10万円×年数〕に引き上げられました。

②障害者控除・・・相続人が85歳未満の障害者の場合、85歳になるまでの期間1年につき一定金額を控除できますが、その一定金額が〔6万円(特別障害者に該当の場合12万円)×年数〕から〔10万円(特別障害者に該当の場合20万円)×年数〕に引き上げられました。

●改正4 小規模宅地等の特例の見直し

小規模宅地等の相続税の課税価格計算の特例について、適用対象となる宅地等についての限度面積が拡充されます。

①居住用の宅地等(特定居住用宅地等)・・・以前の240㎡から330㎡に拡充

②居住用・事業用宅地等(貸付事業除く)の併用・・・合計400㎡から合計730㎡まで適用可能
上記内容についてのご不明点がございましたら、担当者までご相談ください。

★ 自分の居場所を創る！

毎年の経営計画では、組織としての主要方針や行動計画、数値計画の他に、社員各自の成長のための「統一基本行動テーマ」を共有することになっています。年末にテーマを発表し年末年始の間に各人がそのテーマに沿ってレポートにまとめ、年初の経営計画発表会で一人ずつ全員が発表します。

平成25年のテーマは「殻を破れ！突き抜けろ！」、平成26年は「T o u g hであれ！」...

そして平成27年の統一基本行動テーマは...『自分の居場所を創る！』

- ① 自分の「居場所」とはどんな意味なのか？
- ② 組織の中でどんな自分の居場所（役割）を創り出しますか？
- ③ 社会の中でどんな自分の居場所（使命）を作り出しますか？

という三つの質問について、各々が思考して考えをまとめ経営計画発表会で発表しました。

.....

あなたの居場所はどこですか？

「自分には確かな居場所がある。自分を必要としてくれる場所がある。

その安心感があればこそ、人は強く生きられるのです (ドロシー・ロー・ノルト)」

人は他者との関係性の中で、自分が他者に貢献し誰かに必要とされているという充実感の中で、自己存在感が充足され、安心感や満足感ややりがい、喜びそして自信が培われます。そして、家庭の中で、職場の中で、社会の中で... 自分の居場所のフィールドが大きくなればなるほど、その充実感や自己存在感も変化していきます。

自分の居場所（仕事の中で）はだれが与えてくれるのですか？

「自分の居場所を自分でつくるんだ (スティーブ・ジョブズ)」

ある研修会の「良い職場とは？」というテーマのディスカッションで出た意見では、社員からは「居場所を与えてくれる職場が良い職場」という意見が大半を占め、経営者からは「自分の居場所は自分で作るものでは？」という意見が主流でした。あなたはどうか考えますか？

自分の居場所を自分で創りだすのがプロ！

「いいか、プロは仕事のなかに自分の居場所と役割を自分で見つけなければならない。

それができないなら故郷にでも帰ることだ (マイルス・デイヴィス)」

プロとアマチュア、成功者と敗者の違いのひとつは... 自分で自分の居場所を創り出せるか否かにあります。さて、あなたは家庭で、職場で、社会で... 自分の居場所をどう創りだしますか？

.....

そんなテーマの経営計画発表会... 昨年までは「早寝、早起き、ラジオ体操をして... T o u g hに挑戦します」と普通の主婦らしい楽しい発表をしていたアシスタント（パート）のTさんが、「常にアシスタントが心地良い場所で仕事をしているのか？アシスタントが事務所の中でやるべき仕事をし、他のチームと良い関係を保ち、お客様により良いサービスを提供できているのか？を考えて仕事することが組織の中での自分の居場所です」。そして、「社会の中では子どもたちに良い背中を見せているのか？そして子孫により良い社会、環境を残すことが社会の中での自分の居場所です」というアシスタント・チーフになった自分の立場を自ら創り出そうとする素晴らしい発表を聞いて、思わず涙が零れてしまいました（涙）

仕事とは「事に仕える」と書きます。自分のやりたい仕事を探すのはもちろん良いことですが、社会の中で自分が果たさなければならない役割を見つけ、そのやるべきことの中にやりたいことを見出し自分で自分の居場所を創り出せる力こそが「真の実力」だと教わりました。それが「事に仕える」の意ですね！

★ いよいよ相続税改正！

本年も皆様のお役に立てるレポートをお送りいたしますのでどうぞよろしくお願いいたします。

年も改まり、相続税法が改正され相続税の姿は大きく変わりました。

今月は税制改正により内容が拡充された、小規模宅地の特例制度についてレポートをお送りします。

● 「家なき子」は相続税軽く

相続税には持ち家に住んでいない相続人を優遇する仕組みがあります。いわゆる「家なき子」が「小規模宅地等の特例」を使うことによって、亡くなった人の住んでいた家の土地を相続すると相続税の計算上、土地の評価を最大8割も下げることができます。

この制度は亡くなった人の配偶者や同居親族が土地を相続しやすくするのが狙いですが、被相続人に配偶者や法定相続人である同居親族がいない場合に限り、離れて暮らす「家なき子」が相続しても認められます。

ここでいう「家なき子」は、自己又は配偶者所有の不動産に居住せず、ずっと賃貸住宅に住んでいる人が該当します。持ち家があっても売却したり、賃貸したりして3年以上が経過すれば「家なき子」の扱いとなります。

この特例の威力は大きく、多くの納税者が恩恵を受ける制度と言えます。

● 適用面積の拡大

平成27年から、自宅の土地など特定居住用宅地の適用面積は、240㎡から330㎡にまで拡大されました。さらに、会社や商店、工場などの土地（特定事業用地）の適用面積400㎡を併用し、最大730㎡まで利用できるようになりました。

この手法の落とし穴は、事業用の土地を会社が所有していると、この特例が利用できないということです。土地の大きさと事業規模によって対策の仕方はさまざまですが、特例を活用した対策が最も効果的であるならば、事業用の土地は個人で所有し、会社に有償で貸し付けることも有効です。

同時に、アパートや駐車場などの土地（貸付事業用宅地）への併用面積も、居住用宅地の適用面積拡大に伴って広がることも見逃せません。

● 相続税の分水嶺

例えば、自宅の土地の相続税評価額が6,000万円（330㎡）だった場合を考えてみましょう。相続人3人と仮定すると、土地だけで相続税の非課税枠4,800万円（基礎控除：3,000万円+600万円×3人）を超え超過部分が課税されることとなります。

一方で、特例を使えば課税評価額は1,200万円（6,000万円×20%）になり、非課税枠に難なく収まります。小規模宅地の特例は、相続税の課税・非課税を大きく左右する分水嶺となっています。

二世帯住宅に関しては従来、内部で行き来できる構造でなければ、父母世帯と同居していたとみなされず、特例が原則利用できませんでしたが、平成26年に改正され内部行き来不可能でも敷地全体に特例が適用できるようになりました。二世帯住宅に住んでいる方や検討をしている方には朗報ですが、父母世帯と子ども世帯で区分所有登記をしている場合は、特例を一切利用できませんので注意が必要です。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

小規模宅地の特例を上手く活用すれば、節税効果は大きいと言えます。しかし、特例が利用できるかどうかの判断や父母世帯が老人ホームに入居されている場合などの適用条件もございます。

特例に感心ございましたら私どもにお問合せ下さい。

生まれた時からあきらめ方を知っている人間は
この世に独りもいない

(植松 努)

こどもは、なんでも知りたがり、なんでも触りたがり、なんでも食べたがり、ボタンやスイッチがあれば押したがりです。そんな好奇心や可能性を「ダメ、静かに、大人しく、余計なこと」と否定し潰すのは、可能性と夢を忘れてしまった私たち大人なんですよ… (涙)。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 8 1)

- ★ 今年の経営計画発表会の冒頭で、ある方の講演のビデオを見ました。その内容は、他人が何かに挑戦しようとするとき、「どうせできないから」と否定するのではなく、「だったらこうしてみたら」というアドバイスをすることによって夢は叶うかもしれないというものです。その内容は非常に心に響くものでした。後日、それを受ける側の立場で考える場面がありました。第三者がみて適切なアドバイスだと思われることでも、アドバイスを受けている本人は「でも」を繰り返します。受ける側の姿勢が一番大事ですね。 (KARINO)
- ★ 年末に帰省したときのことで。久しぶりに浅草を経由して電車で帰ったのですが、浅草駅でホームに降りてビックリ！ここが日本とは思えないほど外国人ばかりで、改札にたどりつく前に2回も「浅草寺はどこ？」と聞かれました。確かに外国人の方には標識が分かりにくいようで、まだまだ国際対応が必要だということを改めて認識させられました。また、自分も…いつまでも苦手だ、苦手だと言っていないで、英語を好きになる方法を探してみようと思います。今年もよろしくお祈りします。 (YAMAMOTO)
- ★ 2015年もよろしくお祈り致します！年末年始、新潟の実家に帰省してきましたのですが、雪の多さにびっくりです。帰省中、高校時代の同級会があり参加したのですが、卒業以来20年ぶりに再会する友人は自分も含め、それぞれの時代を過ごしてきた感じが…。自分も気づけば、40の節目。自身の企業人人生を65歳になる2040年と設定し、残された25年の間で目指すべきゴールを考えるきっかけとなりました。『すべての中小企業に経営企画室を！』のコンセプト達成目指し、今年もチャレンジします！ (TOCHIKURA)
- ★ 我が家の元旦は、家族四人で近くの本牧神社に初詣して本牧山頂公園を散歩して近くのレストランで昼食、午後は実家に寄り年始の挨拶がてらおせち料理を食べるのが恒例でしたが、今年は、昨夏、我家と同じマンションに引っ越してきた父母も一緒に六人で元旦を過ぎました。子供たちが家を出て空室だらけになった5LDKの長年住み慣れた家を出て引っ越すのは80代も半ばになった両親にとっては最後のチャンスでもあり一つの賭けでもありましたが、お陰さまで引越してから半年が過ぎ、なんとかボケることもなく、自宅も無事に売却が済み、二人揃って元気に暮らしています。感謝です。歳を取ると、曜日別のゴミ出しや家の周りの掃除、一日中ストーブを点けっぱなしの寒い部屋、狭くて急な二階への階段、坂の上り下りで往復一時間以上かかる毎日の買い物… そのすべてが大変になるようです。8階のマンションは朝から陽が射し込み一日中ストーブ要らず、床はフラットでバリアフリー、ゴミはいつでも出せて、買い物もスーパーまで5分。外食もお茶をするのも10分以内。これは誰もが考えなければならぬ大切な老後のライフプランなんですね。 (IZUMI)



TEAM 横浜総合事務所

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日!

日時：平成27年2月17日(火)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 32,400円

昼食代込 (お二人迄参加可)

★ “新・横総経営塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

第49回「ファンを創る「クレドファンティング」」

講師：株式会社セルディビジョン クリエイティブディレクター 服部 大吾

日時：平成27年2月19日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

★ “後継者育成塾” 3期生募集中

創業者の志を継承する「人財」を育成します!

主催：NN構想首都圏地域会LLP

日時：平成25年5月17日(金)～平成27年3月7日(土)

場所：セミナーハウス クロス・ウェーブ船橋

募集：全24日間・12回(全1泊2日の合宿形式) 120万円(一括・分割可)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人材経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)船井財産コンサルタンツ

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人日本フードアドバイザー協会

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0021 横浜市中区日本大通 17JPR横浜日本大通ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります